

## 認知症高齢者の事故と家族の責任

～最高裁判所平成28年3月1日判決～

梅田総合法律事務所 弁護士 梁 沙織  
弁護士 沖山 直之

### ▶ POINT

- ① 認知症高齢者を介護していた家族の監督義務責任に関して、最高裁が、2審判決を破棄して新たな判断基準を示しました。
- ② 最高裁は、介護をしていた家族が無条件に監督義務責任を負うわけではない、としました。
- ③ 監督義務責任の存否は、当該家族や精神障害者の生活・心身の状況、関わりの実情等を総合的に考慮して判断することになります。

### 1 はじめに

平成19年12月、愛知県で、認知症により徘徊していた高齢者の男性が列車にはねられ死亡するという不幸な事故が発生しました。JR東海が男性の介護をしていた家族らに対して列車の運行遅れ等による損害賠償を求めた訴訟で、最高裁は、本年3月1日、2審判決を破棄し、家族らの損害賠償責任を否定する判決をしました。

厚生労働省によると、国内の65歳以上の高齢者のうち、認知症のために日常生活への他人の関与を必要とする者は、平成27年時点で約345万人(65歳以上の高齢者の10.2%)存在し、今後も確実に増加していくことが予想されます。家族による介護のあり方は社会的課題と言えます。

本件は、在宅介護を担う家族の損害賠償責任が問われたということで、社会的に耳目を集めていました。特に本件の場合、家族が介護に相当程度尽力していたケースであったにも関わらず、2審判決は家族の責任を一部認めたため、家族に重すぎる負担を課すものとして、批判がありました。

そのような中で、今回の判決は、家族であることをもって事実上無条件に監督責任を負わせ

るような考え方を見直し、高齢化社会の実情に即した判断を行った点で、大きな社会的意義を有すると言えます。

## 2 判決の内容

### (1) 事案の概要

#### ア 認知症高齢者Aの状況

A(事故当時91歳)は愛知県の自宅で生活していましたが、重度のアルツハイマー型認知症により、事故発生当時は要介護4の認定を受けていました。成年後見人は選任されておらず、日常生活における介護は妻Y<sub>1</sub>と長男Y<sub>2</sub>の妻Bが行っていました。なお、Aは過去に2回、早朝・深夜に徘徊したことがありました。

#### イ 介護を行っていた家族の状況

##### (ア) 妻Y<sub>1</sub>

妻Y<sub>1</sub>は、Aと長年同居し、Aの介護にあたっていました。事故当時85歳で、Y<sub>1</sub>自身も左右下肢に麻痺拘縮があり、要介護1の認定を受けていました。Aの介護は、A宅の近くに介護のため単身で引越してきた長男Y<sub>2</sub>の妻Bの助けを受けて分担し行っていました。

##### (イ) 長男Y<sub>2</sub>

長男Y<sub>2</sub>は職場の都合で横浜市に住み、20年以上もAと離れて生活していました。事故直前の時期には1ヶ月に3回程度週末にA宅を訪ねていました。Y<sub>2</sub>は、介護の実務に精通する妹の意見も聞いた上で、Aの介護方針の決定に関わっていました。

#### ウ 監護・介護の状況

過去の徘徊を受けて、Y<sub>2</sub>はA宅玄関にセンサー付きチャイムを設置していましたが、門扉については、Aがいらだって門扉を激しく揺するなどして危険であったため、施錠はしていませんでした。なお、A宅にはもう一つ出入口がありましたが、日中は開放されており、センサーチャイムも、取り付けてはあったものの、電源は入れられていませんでした。

事故当時、Bは、午前7時頃にA宅に行き、Aを起こして食事をさせた後、通所の福祉施設に通わせ、帰宅後は20分ほどAの話を聞き、Aが居眠りを始めると、Aから離れて家事をすることとしていました。Aは、居眠りの後は、Bの声かけによって3日に1回ほど散歩し、その後夕食、入浴、就寝するという生活を送っており、Bは、Aの就寝を確認してから帰るようにしていました。また、福祉施設に行かない日は、1日中A宅で介護を行っていました。

#### エ 事故の発生

BがAの粗相の片付けのためAのそばから離れ、Y<sub>1</sub>とAが2人きりとなっていた約30分の間、Y<sub>1</sub>がまどろんで目を閉じている隙に、Aがセンサーチャイムの電源が入っていない方の出入口から1人で外出してしまい、徘徊中に線路に進入し、列車にはねられる事故が発生しました。

### (2) 判断枠組み

#### ア 従来の判断枠組み

民法713条は、精神障害による責任無能力者は損害賠償責任を負わないとしていま

す。

民法714条は、責任無能力者の法定の監督義務者に損害賠償責任を負わせる規定ですが、従来、精神障害による責任無能力者の配偶者は、当然に監督義務者に該当するとされ、多くのケースで監督義務責任が認められてきました。本件の2審判決も、妻Y<sub>1</sub>の監督義務責任を認めていました。

また、法定の監督義務者でない者でも、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準すべき者として、民法714条の責任を負うとされることもありました(「準監督義務者」)。

## イ 今回の判断枠組み及び本件への当てはめ

### ① 法定の監督義務者

同居の配偶者あるいは成年後見人であるというだけでは、直ちに法定の監督義務者にあたることはできない、としました。

その結果、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>共に、法定の監督義務者にはあたらないとしました。

### ② 準監督義務者

準監督義務者にあたるか否かは、

- ・その者自身の生活状況や心身の状況など
- ・精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情
- ・精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態

など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど、精神障害者の行為の責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべき、としています。

その結果、Y<sub>1</sub>については、事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていたこと、Y<sub>2</sub>についても、20年以上もAと同居しておらず、事故直前の時期も1ヶ月に3回程度週末にA宅を訪ねていたに過ぎないことから、ともにAの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったとは言えず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとは言えないとして、準監督義務者にもあたらないとしました。

### ③ 今回の結論

Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>共に、監督義務者にも、準監督義務者にもあたらないとして、損害賠償責任を負わない、としました。

## 3 考察

### (1) 監督義務者の範囲の制限

従来は、認知症高齢者が責任無能力である場合、配偶者などの近親者あるいは成年後見人らを(準)監督義務者とする考え方が有力でした。

しかし、今回の判決では、配偶者や成年後見人は法定の監督義務者ではないとされました。また、準監督義務者についても、単に介護に関わっている家族ということだけでなく、実際に第三者に対する加害行為の防止のために監督しているか、監督が可能かつ容易か、といった観点から判断されるとしました。

このように、監督義務者の範囲を制限的にとらえる方向へシフトした判断の背景には、かつての、家族を広く監督義務者として認める家族主義的、団体主義的な思想が、時代の変化に伴いその正当性を失っているからではないか、と考えられます。また、従来考え方は、介護に関わる者が責任回避のために本人を社会から隔離するという介護方針をとることを招き、本人の保護に欠けることにも繋がりがねません。今回の判決は、高齢化社会の実情に即し、介護に関わる者の負担、責任無能力者本人の保護、被害者の救済について調整を図ったと評価することができ、基本的には妥当と考えます。報道でも、好意的な受け止め方が多いようです。

もともと、(準)監督義務者にあたるか否かは様々な事情の総合考慮により定められるとされたため、具体的にどのような者が該当するのか、明確ではありません。この点は、今後の裁判例の集積を待つこととなります。

## (2) 監督義務があると認められた場合

一方で、本判決の判断枠組みに従うと、例えば、健康な家族が認知症高齢者と同居して積極的に介護に関わっているケースでは、場合により当該家族は準監督義務者と認められる可能性が生じてきます。その場合、準監督義務者は、監督義務を怠らなかつたことを自ら立証できなければ、損害賠償義務を免れません。従前、この立証は事実上困難であり、免責される場面は極めて限定的とされてきました。

今回の判決は、 $Y_1$ と $Y_2$ が監督義務を怠らなかつたかについて判断したものではありませんので、どの程度の方策を講じていれば免責されるのかについても、今後個別の事案の裁判例の集積を待つこととなります。

なお、最高裁は、昨年4月、学校において児童(未成年の責任無能力者)の起こした事故につき両親(親権者)を監督義務者としながらも、下級審の判断を覆して免責を認める逆転判決を言い渡しました。このような家族の責任を認めない判断の流れからすると、従前の免責に関する限定的な考え方は転換期を迎えているのかもしれない。

いずれにしても、監督義務責任を問われる可能性のある方は、訴訟に巻き込まれるだけでも大きな負担になりますので、損害賠償や弁護士費用の支出に備えて賠償責任保険に加入することも一考に値するでしょう。

## (3) 被害の救済

監督義務者の範囲が制限されるとなれば、家族らからの補償が得られない被害の救済についてどうすべきか、課題が残ります。損害の負担を家族らと被害者の間だけで解決するという古典的発想では、高齢化社会に対応できないとも思えます。

事故が起きないようにするための施策を社会全体で考えていかなければならないのはもちろんですが、被害者側も、自己防衛策を検討する必要があるでしょう。特に企業や団体等に

においては、企業活動等に内在するリスクと理解した上で、平素から、損害を填補する保険に加入しておくことなどが考えられます。

ただし、物的損害を伴わない損害等のように現在普及している損害保険ではカバーしきれない場合もありますので、注意を要します。保険会社が今回の判決をふまえ、補償の拡充をはかるか否かも今後、注視する必要があります。

## 4 おわりに

認知症の方を抱える家庭では、どんなに家族が頑張っても、四六時中目を離さないでいることは不可能であり、本件のような不幸、悲惨な事故の発生は今後も避けられないと思われれます。多くの方が介護とは無関係と言えない時代に、社会全体で、介護を担う家族の負担を過大なものとしないようにする必要があると共に、生じうる損害への備えも考えていく必要があります。今回の最高裁の判決は、この問題に一石を投じるものと言えるでしょう。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更可能です。PDF ファイルで送信したニュースレターは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。お気軽にお申し出ください。

## COLUMN

平成 27 年 7 月に特許法の一部改正があり、本年 4 月 1 日から施行されます。改正の目玉は、特許法 35 条の「職務発明」制度です。

従来、「職務発明」は従業員等への原始的帰属を前提に、相当の対価を払って特許を受ける権利等を使用者に承継させることができるとされていました。今回の改正により、職務発明規程等に予め定めれば、「相当の利益」の付与により特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させることができます。「相当の利益」は経済的利益を伴うものであれば、金銭以外に多様なものが認められます。

ただし、「相当の利益」の内容は合理的である必要があり、基準の策定に際して従業員等との協議、基準の開示、相当の利益の内容を具体的に決定した際の意見聴取（質問・不服申立の機会）が求められます。詳細はガイドラインに定められ、本年 1 月に指針案と Q&A が特許庁の HP ([http://www.jpo.go.jp/seido/shokumu/shokumu\\_guideline.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/shokumu/shokumu_guideline.htm)) に開示されました。

研究開発型の企業においては、これを機に自社の職務発明規程の見直しをご検討ください。ご不明な点があれば当事務所にご相談ください。

(弁護士 高橋幸平)

## 梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1 丁目 1 番 5 号 大阪三菱ビル 6 階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER